

中部中学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 この会は、観音寺市立中部中学校PTAと称する。

第2条 この会の事務局は、観音寺市立中部中学校内に置く。

第3条 この会は、家庭と学校が常に協力して、生徒の福祉増進のために、民主教育の振興をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前項の目的を達成するために、会員の総意により、次の活動を行う。

- 1 本校の環境を改善するために努力する。
- 2 保護者と教師が、生徒に関する諸問題をよく研究し、理解し合い、協力できるように学校と家庭の連絡を図る。
- 3 生徒の指導と訓育に協力し、不健全な社会的環境を除去することに努力する。
- 4 青少年の健全育成をはかるための社会機関と協力して、生徒の育成に努める。
- 5 他の学校のPTAまたは、団体と協力し、青少年問題に関する法規の制定変更の促進に協力する。
- 6 生徒のよい指導者となるために、会員相互の親睦と研修に努める。
- 7 その他、民主教育や生徒の福祉増進のための活動と計画に協力する。

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体であって、下記の事項は行わない。

- 1 営利的・政治的な活動
- 2 学校運営や教員の人事

第2章 組 織

第6条 この会は、観音寺市立中部中学校に在学する生徒の保護者と在職する職員が平等の立場で組織する。なお、本会目的に賛同する一般人が参加することを妨げない。

第7条 この会に次の役員を置く。

- 1 会長1名
- 2 副会長5名（うち学校側1名）
- 3 書記 若干名（うち学校側1名）
- 4 会計2名（うち学校側1名）
- 5 会計監査3名
- 6 評議員若干名
- 7 必要に応じて顧問をおく
- 8 特段の事情がある場合は、役員の人数を変更することができる。

第8条 役員は次の方式で決定する。

- 1 会長・副会長・書記・会計・会計監査は、評議員会で推薦し、総会の承認を受ける。
- 2 上記の役員は、評議員を兼任しない。従って、会長・副会長・書記・会計・会計監査に就任したために生じた評議員の欠員は、それぞれの出身自治会から選出して補充する。
- 3 評議員は保護者側若干名と学校側職員全員とする。保護者側評議員は各地区より選出する。
- 4 各地区に副評議員を置く。（但し、状況によっては置かないことができる）

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表して会の運営にあたる。
- 2 副会長は、会長を助け、会長不在のときは、その職務を代行する。

- 3 書記は、庶務にあたる。
- 4 会計は、会計を処理する。
- 5 会計監査は、会計を監査する。
- 6 評議員は、重要案件を審議し、専門委員長はこれを執行する。

第10条 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。ただし、任期が過ぎても、後任者が選出されるまでは、その職に当るものとする。役員の任期が満了しない間に欠員が生じた場合は、第8条の規定によってこれを補充する。

第11条 この会は、次の機関をもつ。

- 1 総会（定例・臨時）
- 2 評議員会
- 3 専門委員会
- 4 運営委員会
- 5 役員選考委員会

第12条 運営委員会、評議員会は、必要に応じて会長が招集し、評議員会決議を経て、種々の専門委員会を設けることができる。

第13条 定例総会は、毎年5月までに会長が招集し、臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。総会の定足数は、会員の7分の1以上とし、他の会合は2分の1以上とする。その決議は、出席者の過半数とする。

事情により、総会の開催が困難なときは、評議員会をもって代行することができる。

第3章 会 計

第14条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

第15条 この会の会費および予算は、評議員会の決議を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わる。

第4章 会則の改正

第17条 この会則の改正は、評議員会の決議の上、総会において、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

事情により、総会の開催が困難なときは、評議員会をもって代行することができる。

<付 則> この会則は、平成20年4月29日より施行する。

平成25年4月28日 一部改正（第11条 5 追記）

平成26年4月26日 一部改正（第 7条 8 追記）

令和2年4月9日 一部改正（第13条 追記）

令和2年4月9日 一部改正（第17条 追記）

令和2年9月11日 一部改正（第8条 3学級、4各学級 削除）

令和3年4月13日 一部改正（第4条2、第6条 父母を保護者に
変更、第7条5 但し書き削除、第8条2 学級を削除）

令和5年4月30日 一部改正（第8条 4 追記（但し、状況によつては置かないことができる））

令和8年1月15日 一部改正（自治会を地区に変更）